

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」

児童発達支援 対象年齢:0～6歳

発達支援が必要な未就学児を対象とした通所サービスです。

児童発達支援管理責任者(児発管)が立てた個別支援計画に基づく療育をおこない、遊びを通じて心身の発達を支援します。

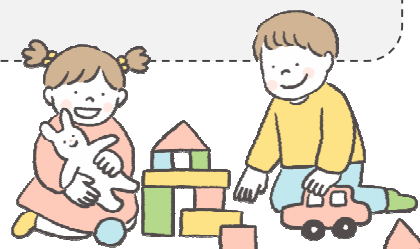
放課後等デイサービス 対象年齢:小学生～18歳

発達支援が必要な学齢期のこどもを対象とした通所サービスです。

児発管の立てた個別支援計画のもと、放課後や長期休暇に、家庭や学校とは異なる時間、空間、人、体験等を通して、こどもの発達支援をおこないます。

保育所等訪問支援 対象年齢:0～18歳

発達支援が必要なこどもの生活の場である保育所・幼稚園・学校等へ専門の職員が定期的に訪問し、保育所等での生活の充実を支援します。



利用までの流れ

- ①市町村の「障害福祉課」へ行き、障害児通所支援の利用申請をおこなってください。
申請時に必要な物の詳細は、当園の地域支援担当職員がご説明いたします。
- ②サービス利用のために原則として「医師意見書」が必要となります。
意見書作成には一定の期間がかかります。
また、文書料として2,290円が必要となります(令和7年4月現在)。
- ③お子様の担当になる相談支援事業所相談支援専門員が決まります。
どのようなサービス、事業所があるかご相談ください。
(各事業所の定員により、ご希望通りの事業所が利用できないこともあります)。

令和7年4月1日
鳥取療育園
TEL:0857-29-8889